

問⑧ 旧津久井町のみ法人(9月決算)ですが、具体的に納税するのはいつからですか？

(答) 旧津久井町に所在する事業所等の課税免除期間は、平成23年3月31日までに終了する事業年度分ですので、貴社の場合は、平成23年9月期の決算分から申告納税の対象となります。

したがって、平成22年10月1日～平成23年9月30日の事業年度(12ヶ月)分から申告納税をしていただくことになります。



問⑨ 旧藤野町のみ法人(9月決算)ですが、具体的に納税するのはいつからですか？

(答) 旧藤野町に所在する事業所等の課税免除期間は、平成24年3月31日までに終了する事業年度分となりますので、貴社の場合は、平成24年9月期の決算分から申告納税の対象となります。

したがって、平成23年10月1日～平成24年9月30日の事業年度(12ヶ月)分から申告納税が必要となります。(※ 問⑧の表は、22年を23年に、23年を24年に読み替えてください)

問⑩ 旧相模原市域に600㎡と旧城山町に500㎡の事務所がある場合、申告の必要はありますか？

(答) 合併後の相模原市内の事務所の合計床面積が1,100㎡ですので、**申告義務が生じます。**

しかし、問⑦のとおり旧城山町は課税免除期間のある区域のため、免税点の判定は旧相模原市域の事務所のみで判定を行うことになります。

したがって、旧相模原市域の事務所が600㎡(問③参照)であることから、免税点となります。この場合は、課税免除期間の終了後に1,100㎡を申告納税していただくことになります。

※ 申告書の記入例は、相模原市ホームページ(トップページ)の「暮らしの情報」→「税金」→「申請書ダウンロード」→「事業所税関係：第44号様式(申告書)」→「津久井地域との合併に伴う事業所税の取扱い・申告書の記入例について：事業所税申告書の記入例(PDFファイル)」を御覧ください。

また、申告書は相模原市ホームページ(トップページ)の「申請書ダウンロード」から印刷することもできます。

◎ 申告が必要かどうかの判定の流れ

(事業所税手引きより抜粋)



